

令和2年3月10日

千葉市内高齢者施設 施設長 様
千葉市内介護保険事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課 長

新型コロナウイルス感染防止策等の徹底について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、感染防止に取り組まれているところであると存じます。

県内の介護保険事業所において、従事者・利用者の感染が確認されたことを受け、これまでに依頼しておりました感染対策等について、チェックリストを作成しましたので、現在の取り組み状況について、チェックするとともに、チェックしたリストを3月12日(木)中にFAXまたはメールにて提出くださいますようお願いいたします。

記

1 感染が確認された者又は感染が疑われる者が発生した場合

- (1) 万が一、利用者や職員等で感染が確認された者又は感染が疑われる者が発生した場合（※）は、「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を受けると同時に、千葉市介護保険事業課あてご連絡くださるようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者や職員等であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者

千葉市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター

電話番号:043-238-9966 受付時間:午前9時から午後5時まで(土日、祝日含む)

- (2) 感染が疑われる利用者の対応については、令和2年2月24日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（改訂版）2019年3月発行」の50ページからのインフルエンザの対応を参考にし、感染拡大に留意してください。

2 新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な対応

- (1) 各事業所でサービス計画の内容を変更してサービス提供する場合は、サービスの内容、利用回数、利用料金等、事前に利用者や家族等に対して説明し理解を得るようにしてください。
- (2) 居宅介護支援事業者等との十分な連絡調整を行ってください。
- (3) 国通知に係る人員基準欠如減算等の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な対応であるため、本市への変更届等の提出は必要ありませんが、そのような人員体制とならざるを得なかった理由等を記録に残してください。
- (4) 人員不足等により事業継続が困難で休業する場合は、事前に千葉市介護保険事業課にご連絡くださるようお願いいたします。

◆新型コロナウイルスに関する本市からの連絡については、千葉市介護保険事業課のホームページを最新情報に更新しておりますので必ずホームページを随時ご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/index.html>

<連絡先> 千葉市介護保険事業課

電話 043-245-5062(事業所支援班) 043-245-5256(施設支援班) 043-245-5068(企画指導班)

FAX 043-245-5621 メール kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp